

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会  
(第7回)における主な意見

1. 企業のブランド構築

- 意匠法の現代化が必要であり、商標法もイメージを保護できる制度にはないといけない。
- 農産物の「日本産」というものを保護していくことも必要。
- ブランドに関する事業戦略が変化しており、特許権、意匠権、商標権などの縦割りでなく、知財権の複合的な活用が重要。
- 技術をブランド化という考えは、以前は、経営層の理解を得ることが困難であったが、現在も状況は変わっていないのだろう。
- 中小企業の観点で言えば、国がしっかり支援していく必要がある。
- ブランド戦略の事例集は本当に参考になるのか。国民全体まで浸透させるというのであれば、必要性は理解できる。そうでないと、中途半端なものになる。

2. いわゆる“ユーザー・イノベーション”

- 他国でいわゆる“ユーザー・イノベーション”が施策として取り上げられている中、日本も対応が必要。
- ユーザーの知識活用を推進するため、ITとコンテンツを融合させるような「場」の提供が必要。
- さまざまな人がイノベーションプロセスに参加できる「場」や「機会」を提供することから進めていくことが重要。

3. 目標指標（海外出願比率について）

- 日本企業の特許戦略は国際化するべき。国全体の目標指標として、海外出願比率は適切ではないか。
- 企業からみれば、海外出願比率を目標とすることには違和感がある。企業は事業戦略と費用対効果を考え、海外出願をしている。
- 企業がどのようなポートフォリオを作るかに口を出すべきではない。

- 海外における知的財産活動に関して足りないところは量であろう。指標としては、率ではなく量が適切。
- 海外出願率が低い原因を踏まえて指標を設定しないと、会社の経営判断に足枷をはめることになる。
- グローバル出願が進まない理由は予算。翻訳にお金がかかる。機械翻訳などにより、限られた予算で多くの国に出せるようになると、自ずと海外出願比率は増え、またグローバルに強くなる。
- 出願の数ではなく、登録や活用された数で評価しないと特許の粗製濫造につながってしまうのではないか。

#### 4. 産学連携

##### (産学連携評価)

- 省庁により、産学連携に関するデータがバラバラに集計されていること、出願件数のみが注目されることが問題。
- 現在でも報告はなされており、何が問題で、どう変えるべきなのか分からないと議論できない。また、今後、国として補助金を出さないのであれば、運営は個々の大学、TLO に委ねればよい。
- 大学の知財本部、TLO の見直しに当たって、評価指標をはっきりさせるべき。これまで日米比較のみであったが、中国、韓国との比較も必要。

##### (ガイドール対象知財の移転等の事前承認制)

- バイドール法対象の知財の移転等に係る事前承認制について、運用がはっきりしていない。ガイドラインを早急に作成し、わかりやすく周知すべき。

#### 5. その他

- 中小企業にとって出願手続は煩雑。審査請求制度を知らない企業もある。出願・審査請求・早期審査請求を1つの書面で申請可能とするべき。

(了)